

家庭用品検査結果(令和元年度)

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品について、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を行っています。

令和元年度に規制基準に関する検査で取り扱った検体数は68件、延べ検査項目数は149件でした。検査の結果、規制基準を超えた検体はありませんでした(表1)。参考に、規制基準を示しました(表2)。

表1 令和元年度 家庭用品検査検体内訳および検査結果

	検体数	違反検体数	検査項目数	検査項目内訳																
				ホルムアルデヒド ^{*1}	ホルムアルデヒド ^{*2}	ディルドリン	DTTB ^{*3}	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	塩化水素又は硫酸	水酸化ナトリウム 又は水酸化カリウム	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ジベンゾ[<i>a,h</i>]アントラセン	ベンゾ[<i>a</i>]アントラセン	ベンゾ[<i>b</i>]ピレン	アゾ化合物 ^{*4}	容器試験 ^{*5}
繊維製品																				
よだれ掛け	5	0	5	5																
中衣	7	0	8	8																
外衣	6	0	30	6														24		
下着	17	0	17	15	2															
くつ下	10	0	10	9	1															
手袋	2	0	6	2		2	2													
帽子	2	0	4	2		1	1													
寝衣	5	0	10	8	2															
寝具	1	0	1	1																
えり飾り	1	0	1		1															
タオル	1	0	24															24		
家庭用化学製品																				
住宅用洗剤	1	0	5							1								4		
家庭用洗剤	1	0	5								1							4		
家庭用エアゾル製品	2	0	6									2	2	2						
くつクリーム	1	0	3					1	1	1										
家庭用塗料	1	0	3					1	1	1										
家庭用接着剤	2	0	6					2	2	2										
つけまつげ用接着剤	2	0	2		2															
防腐木材	1	0	3													1	1	1		
合計	68	0	149	56	8	3	3	4	4	4	1	1	2	2	2	1	1	1	48	8

*1 乳幼児(生後24か月以下)用

*2 乳幼児用以外

*3 4・6-ジクロル-7-(2・4・5-トリクロルフエノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

*4 アゾ化合物から生成する発がん性を有する又は疑いのある24種の特定芳香族アミンを測定

*5 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

表2 家庭用品検査項目および規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品	吸光度差が0.05以下または16 μg/g以下
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 μg/g以下
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 μg/g以下
DTTB	防虫加工剤	繊維製品	30 μg/g以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 μg/g以下
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 μg/g以下
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用洗浄剤	酸の量として10%以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として5%以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油中の不純物	クレオソート油を含む木材防腐剤・防虫剤	10 μg/g以下
		クレオソート油を含む防腐・防虫木材	3 μg/g以下
アゾ化合物	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして30 μg/g以下
容器試験		住宅用・家庭用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)による容器強度を有すること

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】